

平成 26 年度税制改正に関する要請書

平成25年9月26日(木)
千葉県市長会
千葉県町村会

平成 26 年度税制改正に関する要請

平成26年度税制改正にあたり、自民党税制調査会では、企業の機械や装置など、事業用の償却資産の更新に係る固定資産税の減税等に関し、前倒して議論が進められていると聞き及んでおります。

しかしながら、償却資産に係る固定資産税は、市町村の基幹的な税目です。

また、ゴルフ場利用税及び自動車取得税は、それぞれ税収の7割が市町村に交付され、市町村の貴重な財源となっています。

これらの税目は、国税ではなく、地方税です。それが一方的に見直しされることは、住民への行政サービスに責任を持つ首長として、到底、受け入れることはできません。

については、今後の税制改正にあたって、下記事項の実現を図られるよう強く要請いたします。

○ 償却資産に係る固定資産税の現行制度の堅持

償却資産に係る固定資産税について、国の経済対策等の観点から見直しが議論されていますが、現行制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持するよう求めます。

○ 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税は、その税収の7割が市町村に交付されている貴重な財源です。このため、その見直しに当たっては、市町村の財政運営に支障が生じることのないよう、安定的な代替財源を必ず確保し、その措置が同時に実施されない限りは、現行制度を堅持するよう求めます。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与され

ている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、市町村の財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保することを求めます。

○ ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連のアクセス道路、上下水道、ごみ処理、環境衛生などの財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持するよう求めます。

平成25年9月26日

自由民主党税制調査会

副会長 衆議院議員 森 英 介 様 他 16 名

千葉県市長会長 志 賀 直 温

千葉県町村会長 岩 田 利 雄